

私有地の適正な管理について

土地をお持ちのみなさんへ

8月は雑草の生育旺盛期であり、10月頃まで繁茂し続けます。このため年1回の除草では十分ではありません。雑草の種類や生長に応じて、年2回以上の除草が必要です。

また、8月から9月にかけて、台風が多く発生する時期で、枝葉が茂りすぎていると風の抵抗を受けやすく、倒木や枝折れなどの危険がある為、定期的な剪定及び管理をお願いいたします。

○ご自身で除草ができない場合は、専門業者などをお願いしてください。

○土地が管理されておらず、草が繁茂していると、ごみなどが捨てられてしまい、そのまま放置すると、次々にごみが捨てられてしまいます。

捨てられたごみは、その土地の所有者が管理責任として処理しなければなりません。

所有地の定期的なパトロールや看板の設置など適正な管理を行ってください。

道路上から張り出している樹木等の管理について

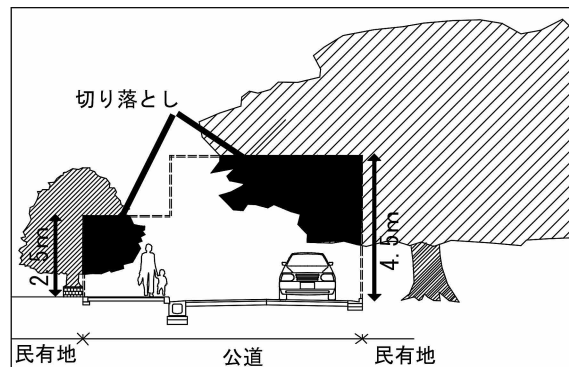
私有地から道路上に樹木や草が張り出していると、歩行者の通行に支障をきたすほか、見通しが悪くなり、交通事故の原因にもなります。

私有地から、張り出している樹木等は土地所有者のものです。張り出している枝などで事故や怪我をされた場合は、その土地の所有者に損害責任が発生する場合があります。(民法第717条・道路法第43条)

適正な土地の管理をお願いいたします。

図まちづくり整備課 環境管理担当

☎内線 153・156



山林への不法投棄防止にご協力をお願いします

最近、越生町や近隣市町村の山林において、建築廃材などの産業廃棄物が不法投棄される事例が複数発生しております。自然環境への悪影響や、町の景観の損失、さらには清掃・処理費用の負担にもつながっています。

不法投棄は犯罪です。廃棄物の不法投棄は、廃棄物処理法により厳しく罰せられます。町では、警察、埼玉県と連携し、現場のパトロール強化や監視カメラの設置など、再発防止に向けた対策に努めています。

以下の点についてご協力をお願いいたします。

【ご協力のお願い】

■不審な車両や人物を見かけた場合は、ナンバーや時間などを記録し、町役場または警察に通報してください。

■手入れの行き届かない山林は廃棄物を捨てやすい環境となり、不法投棄を誘発する原因となります。山林の管理者は、定期的に草刈りを行うなど適切な管理をお願いします。
(自然豊かな町の環境を守るため、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。)

図まちづくり整備課 環境管理担当 ☎内線 156

図西入間警察署 生活安全課 ☎284-0110 (代表)



地域密着 丁寧な作業で安心の住まいるサポート
地域密着 比企郡・近隣地域対応 女性の方・高齢の方も安心

エアコンクリーニング

室外機 ・ 抗菌コート ・ 他店で断れた方もご相談可

◎まずはお気軽にお電話ください

☎ 070-3177-0369 営業時間 9:00-18:00

※万が一の故障時も安心です。損害賠償保険加入済み

住まいるサポート
埼玉県比企郡ときがわ町玉川1931-1

待っているにゃん!



アライグマ捕獲従事者養成研修会が開催されます

近年、アライグマによる生活環境被害、生態系への影響及び農作物への被害が増加しています。

こうした被害を防ぐため、埼玉県東松山環境管理事務所がアライグマ捕獲従事者養成研修会を開催します。

この研修会に参加し、町で従事者登録を行うと「従事者証」が交付されます。

「従事者証」が交付された方は、捕獲許可や狩猟免許（わな猟）がなくても、アライグマに限り捕獲することができます。

日時

会場

内容

対象

定員

費用

申込期限

第1回

第2回

第3回

第1回

第2回

第3回

○アライグマ防除に関する法律等について

○冬のわなの設置について

○アライグマの総合的防除対策について

埼玉県在住で、町内のアライグマ捕獲従事者となる方

(参加日当日において、18歳に満たない方は対象外となります)

第1回 80名

第2回 60名

第3回 60名

無料

第1回

第2回

第3回

8月13日(木)まで

9月10日(木)まで

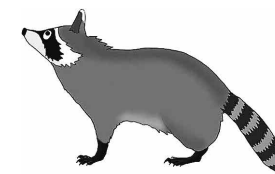
10月15日(木)まで

※産業観光課農林担当への電話または窓口に申し込みください



※産業観光課農林担当への電話または窓口に申し込みください

図産業観光課 農林担当 ☎内線 144



蚊を介する感染症の予防対策 ～感染症流行地域へ渡航する場合には万全な対策を～

これから蚊が発生する季節を迎えます。ウイルスなどの病原体に感染した人や動物の血を吸った蚊に刺されることで、さまざまな感染症にかかるおそれがあります。

蚊が媒介する感染症にかからないためには、一人ひとりが、感染症の流行地域で蚊に刺されない、住まいの周囲に蚊を増やさない対策をすることが重要です。

○感染症流行地域では、蚊に刺されないようにしましょう。

・海外へ渡航する際には、渡航前に現地での流行状況を把握しましょう。もし蚊を媒介とする感染症の流行地域へ渡航される場合には、蚊に刺されないように万全な対策をしましょう。

・屋外の蚊が多くいる場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用するなど、蚊に刺されない対策をしましょう。

○住まいの周囲に、蚊を増やさないようにしましょう。

・蚊は、植木鉢の受け皿や屋外に放置された空き缶に溜まった雨水など、小さな水たまりで発生するので、日頃から住まいの周囲の水たまりを無くすように心がけましょう。

※蚊の活動は概ね10月下旬頃で終息します。これらの対策は10月下旬頃までを目安に行いましょう。

図保健センター ☎292-5505